



創業250周年
卓越した先見性と信頼される伝統

平成 25 年 8 月 9 日

受益者の皆様へ

ベアリング投信投資顧問株式会社

「BAMワールド・ボンド&カレンシー・ファンド（愛称）ウィンドミル」約款変更（予定）に関する Q & A

Q 1. この約款変更は、どのような内容ですか？

A 1. 次の 3 点が主な内容となります。

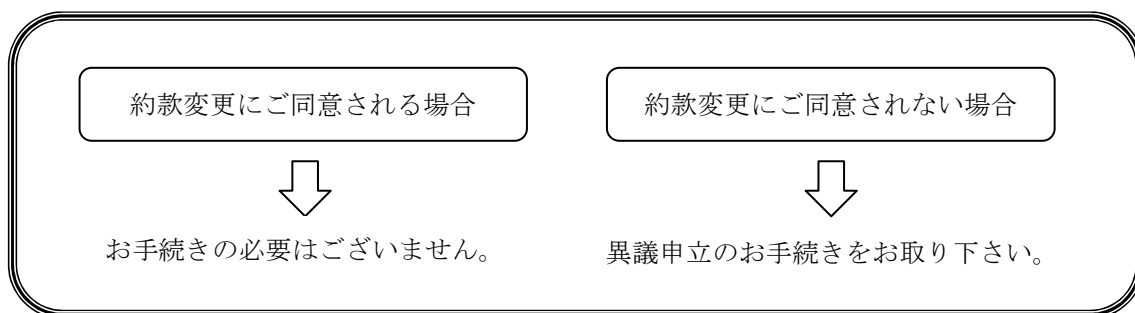
- ① ファミリーファンド方式にすることで、投資家ニーズの多様化に対応するためです。具体的には、親投資信託（マザーファンド）を主要投資対象とする新たなベビーファンドの設定が可能な仕組みへと変更します。これに伴い、当ファンドと実質的に同一の運用方針を有するマザーファンドを新設し、当ファンドの運用の基本方針などにおいて、当該マザーファンドを主要投資対象とするための所要の変更を行います。
- ② 円滑な資金管理を行うために運用再委託先（英国ロンドン）の休業日に合わせ追加設定・一部解約の申し込み不可日（ロンドンの銀行休業日）を設けます。
- ③ 新設のマザーファンドが平成 18 年改正信託法（いわゆる新信託法）適用であるため、当ファンドもそれと平仄をとるため新信託法適用とします。

なお、本約款変更により実質的な運用方針に変更はなく、今後もこれまでの運用方針に沿った運用を継続してまいります。

Q 2. 本約款変更に関する必要な手続きについて

A 2. 本約款変更にご同意される場合は、お手続きの必要はございません。ご同意されない場合は、その旨を申し立てることができます。なお、異議申し立てを行った受益者の方々の受益権口数の合計が、公告日時点の受益権総口数の 2 分の 1 を超えた場合には、約款変更を行いません。

約款変更に関する必要なお手続きについて



Q 3. 重大な約款変更とは、どのようなものですか？

A 3. 投資信託は、その運用方針、投資制限、分配方針などの商品性が信託約款によって定められていますが、それを変更することを約款変更といいます。その中でも、法令で定められている「重大なもの」に該当する事項の変更を「重大な約款変更」と呼びます。この度の変更では、①投資対象をマザーファンド受益証券とするための変更を行うこと、②追加設定・一部解約の申し込み不可日を設定すること、③当ファンドの約款をいわゆる新信託法適用とすることが、「重大なもの」に該当します。

なお、当約款変更に関してご不明な点がございましたら、下記までお問い合わせください。

ベアリング投信投資顧問株式会社 約款変更お問い合わせ窓口（2013 年 8 月 9 日（金）～9 月 9 日（月））

住 所 〒100-6166 東京都千代田区永田町 2-11-1 山王パークタワー12 階

電話番号 0120-984-951（フリーダイヤル）または、03-3501-6381

受付時間 営業日の午前 9：00～午後 5：00

以上